

社会福祉法人菊水光明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菊水光明会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、役員等旅費規程に基づき、その費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しないものとする。

- (1)理事会及び評議員会等に出席した場合
- (2)監事が、監査を実施した場合

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。